

「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」(平成21年2月25日総務省)に対する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による措置の状況について

2009年6月
総務省

1 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)

平成21年2月25日、総務省は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について、電気通信事業の公正な競争を確保するため、下記(1)～(4)の措置を速やかに講じるよう要請した((2)については、東日本電信電話株式会社に対してのみ要請。)

- (1) 貴社の116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、改めてその周知・徹底を図ること。また、貴社において講じた措置について報告すること。
- (2) 貴社の「フレッツ・テレビ」サービスについて、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを貴社による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、改めてその周知・徹底を図ること。また、貴社において講じた措置について報告すること。
- (3) 貴社の役員等と県域等を単位として貴社から受託した業務を行う貴社全額出資子会社の役員の兼務等の状況を報告すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの報告については、平成21年3月31日までに総合通信基盤局長あてに文書により行うこと。

2 東日本電信電話株式会社による措置の状況

平成21年3月27日、総務省は、東日本電信電話株式会社(代表取締役社長 江部努)より、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」について、下記(1)～(3)のとおり報告を受けた。

- (1) 116番での加入電話等の移転受付においては、これまでも「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」における営業面でのファイアーウォールを遵守

するよう、周知・徹底を図ってきたところでありますが、今回の要請を受けて、以下のとおり改めて周知を行い、遵守徹底を図りました。

- ・ 3月13日 会議において当社支店長及び県域等子会社社長等に対して、116番への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光の営業活動を行わないよう、再度社員周知・徹底を指示
- ・ 3月26日 当社支店及び県域等子会社に対して文書により、116番への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光の営業活動を行わないよう、再度社員周知・徹底を指示

- (2) お客様が「フレッツ・テレビ」をNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、その旨を広告に明記すること等については、すべての広告物を対象に平成20年度に新たに設置した広告表示審査室において事前審査を行うこととするなどその徹底を図ってまいりましたが、その後、今年度の競争セーフガード制度の検証過程における指摘を踏まえ、当該注記について他の注記より目立ち視認しやすいよう文字色、ポイントを工夫するなど、お客様にわかりやすい広告表記の充実に努めてきたところであります。

さらに、今回の要請を受けて、以下のとおり改めて周知を行い、遵守徹底を図ることにより、お客様にとってより一層わかりやすい広告表示となるよう努めていく考えです。

- ・ 3月13日 会議において当社支店長及び県域等子会社社長等に対して、「フレッツ・テレビ」の広告表記に関し、事前審査の徹底等について、再度社員周知・徹底を指示
- ・ 3月26日 当社支店及び県域等子会社に対して文書により、「フレッツ・テレビ」の広告表記に関し、事前審査の徹底等について、再度社員周知・徹底を指示

- (3) 平成21年2月末時点における県域等子会社の取締役と当社の取締役等の兼務状況は別表(注)のとおりです。

県域等子会社においては、当社からの受託業務と業容拡大業務について、組織を分け、NTTドコモグループとの排他的な共同営業を行わないなど、法令等を遵守のうえ実施するとともに、顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置を講じております。

(注)別表については、経営上の秘密に属する情報であるため省略。

3 西日本電信電話株式会社による措置の状況

平成21年3月27日、総務省は、西日本電信電話株式会社(代表取締役社長 大竹伸一)より、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」について、下記(1)～(2)のとおり報告を受けた。

(1) 116番での加入電話等の移転受付においては、これまでも「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」における営業面でのファイアーウォールを遵守するよう、周知・徹底を図ってきたところではありますが、今回の要請を受けて、以下のとおり改めて周知を行い、遵守徹底を図りました。

- ・ 3月17日 当社支店長及び県域等子会社社長等に対して、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう、再度文書にて指示
- ・ 3月17日 当社支店営業部及び県域等子会社の業務受託組織等に対して、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう、再度文書にて指示
- ・ 3月24～27日 当社支店長及び県域等子会社社長等に対して地域ブロック別会議にて、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう説明

(2) 平成21年2月末時点における県域等子会社の取締役と当社の取締役等の兼務状況は別表(注)のとおりです。

県域等子会社においては、当社からの受託業務と業容拡大業務について、組織を分け、NTTドコモグループとの排他的な共同営業を行わないなど、法令等を遵守のうえ実施するとともに、顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置を講じております。

(注)別表については、経営上の秘密に属する情報であるため省略。